

令和8年(2026年)4月22日

保護者 様

伊丹市立天王寺川中学校
校長 永 嶺 香 織

特別警報及び警報発令時等の対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校教育にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。
さて、警報発令時等の対応につきましては、下記のとおりといたしますので、気象情報等をご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

<臨時休業、登校について>

1 伊丹市に「警報」が発令された場合

(1) 生徒の登校以前に、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令中の場合

①午前7時現在、テレビ等の気象情報により伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合、生徒を自宅待機させ、午前9時までに警報が解除された場合は登校させてください。

②午前9時以降においても、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合は、臨時休業となりますので、外出を控えさせていただきます。

(2) 生徒の登校後に、伊丹市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかが発令された場合

気象情報に留意し、学校長が教育活動を停止せざるを得ないと判断した際には、生徒の通学距離・時間・通学路の状況等を十分勘案して安全確保に努め、下校もしくは学校に待機させるなど適切な措置をとらせていただきます。

なお、下校の際は、教職員が通学路等の安全確認を行います。必要に応じて保護者の方にご協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

2 伊丹市に「特別警報」が発令された場合

(1) 午前7時現在、伊丹市にいずれかの「特別警報」が発令されている場合、臨時休業となります。

(2) 生徒登校後に発令された場合、学校に待機させます。「特別警報」解除後は、状況に応じて、下校させるか学校待機を継続します。

3 地震発生の場合

(1) 生徒の登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合

学校は臨時休業となります。

なお、震度5弱未満の地震の場合は、通学路等の安全を十分に確認の上、登校させていただきます。

(2) 生徒の在校中に地震が発生した場合

生徒を安全な場所に避難させるとともに、通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、下校もしくは学校に待機させるなど適切な措置をとらせていただきます。

なお、必要に応じて保護者の方にご協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

4 熱中症特別警戒アラートが発表された場合

兵庫県において「熱中症特別警戒アラート」が翌日に向けて発令された場合は、該当日は臨時休業となります。

<給食について>

1 伊丹市に気象警報が発令された場合

(1) 生徒の登校以前（午前7時現在）に、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令されている場合、その後の警報解除の有無にかかわらず、当日の給食は中止とします。

(2) 午前9時までに「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」解除された場合は、安全に配慮しながら登校させてください。この場合は、給食がありません。お弁当等（昼食）を忘れずに持たせてください。

(3) 生徒の登校後、伊丹市に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発令され、午前中で下校させる場合、状況に応じて、当日の給食は中止とすることがあります。

2 伊丹市に地震が発生した場合

(1) 生徒の登校以前に、伊丹市に震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休業となることから、当日の給食は中止とします。

なお、震度5弱未満の地震の場合でも、学校長の判断で臨時休業とする場合は、当日の給食は中止とします。

(2) 生徒の在校中に地震が発生し、通学路の安全、校区内の被害状況等を点検し、午前中で下校させる場合、状況に応じて、当日の給食は中止することがあります。

3 その他

給食実施日の午前中に、伊丹市に台風上陸等重大な非常災害が予想される場合は、前日の判断で、該当日の給食を中止する場合があります。この場合、前日に生徒を通じて、給食の有無をお知らせいたします。

留意点

- ・ 警報解除などにより、登校する場合、遅刻などの心配はせず、安全第一で行動してください。
- ・ 気象状況による登校等については、テレビやラジオ等の情報や河川の氾濫等ご自宅付近の状況により、ご判断いただきますが、まなびポケットでの配信やホームページにおいてもお知らせいたします。